

ろうきんカードローン・カード規定

1. (カードの利用)

ろうきんカードローン・カード（以下「ローンカード」といいます。）は、次の取引に利用することができます。

- ① 当金庫、当金庫がオンライン現金自動預金支払機の共同利用による現金預入業務を提携した労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）および金融機関（以下「提携金融機関」といいます。）の現金自動預金支払機（以下「預金支払機」といいます。）を使用して、カードローンの貸越を返済する取引（以下単に「入金」といいます。）
- ② 当金庫、当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した提携金庫および提携金融機関の現金自動支払機（以下「支払機」といいます。）または預金支払機（以下支払機と預金支払機をあわせて「預金支払機等」といいます。）を使用して、カードローンの貸越を受ける取引（以下単に「払戻し」といいます。）
- ③ 当金庫、当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した提携金庫および提携金融機関の預金支払機を使用して振込資金を貸越口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする取引
- ④ 当金庫および提携金庫の預金支払機を使用して振替資金を貸越口座からの振替により払戻し、同時に普通預金に通帳を使用して預入れをする取引（以下この取扱いを「振替入金」といいます。）
- ⑤ その他当金庫所定の取引

2. (預金支払機による入金)

- (1) 預金支払機を使用して入金する場合には、預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金支払機による入金は、預金支払機の機種により当金庫、提携金庫または提携金融機関所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの入金は、当金庫、提携金庫または提携金融機関所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (預金支払機等による払戻し)

- (1) 預金支払機等を使用して払戻しをする場合には、預金支払機等の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機等にローンカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
- (2) 預金支払機等による払戻しは、預金支払機等の機種により当金庫、提携金庫または提携金融機関所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、提携金庫または提携金融機関所定の金額の範囲内とします。
- (3) 預金支払機等を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記 6(1)に規定する預金支払機等利用手数料との合計が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (預金支払機による振込)

- (1) 預金支払機を使用して振込資金を預金貸越口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越口座から

の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 預金支払機による1回あたりの振込は、当金庫、提携金庫または提携金融機関所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1か月あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 預金支払機を使用して振込の依頼をする場合に、振込金額と後記6(1)に規定する預金支払機等利用手数料金額、および後記6(3)に定める振込手数料金額の合計額が貸越口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

5. (預金支払機による振替入金)

- (1) 預金支払機を使用して振替資金を貸越口座からの振替により払戻し、振替入金する場合には、預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越口座からの払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 預金支払機による1回あたりの振替入金は、当金庫および提携金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振替入金は、当金庫所定の金額の範囲内とします。

6. (預金支払機等の利用手数料)

- (1) 預金支払機等を使用して払戻しをする場合には、当金庫、提携金庫または提携金融機関が預金支払機等の利用に関する手数料（以下「預金支払機等利用手数料」といいます。）を定めているときは、所定の手数料をいただきます。
- (2) 預金支払機等利用手数料は、払戻し時に、これを貸越元金に組入れることにより払戻したうえ、自動的に支払いを受けます。なお、提携金庫および提携金融機関の預金支払機等利用手数料は、当金庫から提携金庫および提携金融機関に支払います。
- (3) 預金支払機等を使用して振込の依頼をする場合には、当金庫、提携金庫または提携金融機関所定の振込手数料をいただきます。振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした貸越口座から自動的に引落します。なお、提携金庫および提携金融機関の振込手数料は、当金庫から提携金庫および提携金融機関に支払います。

7. (預金支払機等の故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金支払機等による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が預金支払機等故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻し、または入金することができます。ただし、提携金庫および提携金融機関の窓口ではこの取扱いはいたしません。
- (2) 前記(1)による払戻しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に氏名、口座番号および金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出し、当金庫所定の手続に従ってください。また、入金する場合には、当金庫所定の入金票に氏名、口座番号および金額を記入のうえ、現金およびローンカードとともに提出してください。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる払戻し停止の措置を講じます。
- (2) ローンカードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

- (3) 当金庫は、預金支払機等の操作の際に使用されたローンカードが、当金庫が本人に交付したローンカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。また、窓口での払戻しの際に当金庫がカードの呈示を求める場合は、同様にローンカードを確認し、払戻請求書等に記載された内容と当金庫への届出事項の内容との一致および端末に入力された返済用口座の暗証と届出の返済用口座の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

9. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造ローンカードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、ローンカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) ローンカードの盗難により、他人に当該ローンカードを不正使用され生じた払戻しについては、次の①から③のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① ローンカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難ローンカード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - B. 当該払戻しが、本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦等）によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してローンカードが盗難にあった場合

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを紛失した場合または氏名、住所、暗証、勤め先とその主な業種その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (2) 届出の暗証は、当金庫または提携金庫の預金支払機を使用して変更することができます。変更する場合には預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。

12. (カードの再発行等)

- (1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

13. (預金支払機等への誤入力)

預金支払機等の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫および提携金融機関の預金支払機等を使用した場合の提携金庫および提携金融機関の責任についても同様とします。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1) カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取りやめる場合には、ローンカードを当店または当金庫本支店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用等、当金庫がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにローンカードを当店または当金庫本支店に返却してください。
- (3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記 15 または 16 に定める規定に違反した場合
 - ② ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

15. (カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当金庫に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) ローンカードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の規定により取扱います。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上